一般事業主 行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員が働きやすい環境を構築することによって、すべての社員がその能力を十分に 発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日~令和6年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1:年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年5日6日以上にする。

<対策>

- ●令和3年4月~ 取得率の実態を把握する
- ●令和3年6月~ 社内会議にて検討に入る
- ●令和3年8月~ 社内会議での結果に対して実行する

目標2:小学校入学前までの子を持つ社員の短時間勤務制度を導入する。

- ●令和3年4月~ 社員の状況を聞き取り調査し、車内会議で検討する。
- ●令和4年4月~ 制度導入

目標3:令和6年3月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、 実施する。

<対策>

- ●令和3年4月~ 社員へのアンケート調査実施
- ●令和4年4月~ 社内会議にて検討に入る
- ●令和5年4月~ 社内会議の結果に基づき実施する